全国就労支援事業者機構設立趣意要旨

犯罪の発生にはさまざまの社会的要因が指摘されており、犯罪の発生全般を抑止することは容易ではありません。しかし、再犯・再非行に着目すると、既に罪を犯した人や非行をした少年たちが対象であり（以下「対象者」）、その改善更生を図ることにより再犯等を防止できることから、対象者の再犯等の防止が治安の改善のためにとり得る効果的な方策です。

再犯等の防止のためには、対象者が就職の機会を得て経済的に自立することが極めて重要です。現在、善意の篤志家として雇用協力事業者がいますがその数は不足しているのみならず、十分な雇用を実現できておりません。

翻って考えてみると、治安の確保による恩恵は、社会全体にもたらされるものであり、対象者の就労についても本来ごく一部の善意の篤志家の手によってではなく、経済界全体の協力と支援によって支えられるべきものであると思われます。そうであるとすれば、事業者団体は、対象者の就労支援の重要性を傘下の事業者に浸透させるとともに、自らは対象者を雇用できない企業等の事業者は、資金面で協力することが必要であると考えます。その資金を利用して、対象者を雇用する事業者の数を増やすとともに、雇用する事業者が対象者に支払う給与の一部を助成するなどのスキームが必要であります。我々はそのようなスキームを実現するための組織として、特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構を設立しようとするものです。

＝ 就労支援事業者機構の沿革と事業実績 ＝

□沿革

平成20年９月　設立総会を開催。翌21年１月ＮＰＯの認証を受け活動開始
　　会長　今井敬、副会長　奥田碩、副会長　木藤繁夫
平成23年５月　国税庁より認定ＮＰＯ法人の認定を受ける。
平成24年７月　会長　奥田碩、副会長　御手洗冨士夫、副会長　木藤繁夫
平成28年４月　特定非営利活動法人全国更生保護就労支援会と合併
平成28年７月　会長　御手洗冨士夫、副会長　米倉弘昌、副会長　木藤繁夫
平成30年７月　会長　米倉弘昌、副会長　榊原定征、副会長　青沼隆之
平成30年12月　会長　榊原定征、副会長　青沼隆之

□平成30年度の事業実績

1　企業に対する協力雇用主登録要請
　4,896社に働きかけ、3,402社に登録いただきました。
　協力雇用主登録数は30年度末で22,472企業となりました。
2　協力雇用主に対する支援
　■雇用を促す相談助言：4,934社　■採用活動に対する支援：6,196社
　■雇入れに係る経費助成：2,515社2,516万円
3　犯罪や非行をした人に対する就労支援
　■職業相談：4,498人　■就職活動に対する支援：4,438人、■就職に係る経済的援助571件500万円
　■身元引受人が得られない人に対する身元保証引受：2,188件　■就職後の職場定着指導：1,819人
4　以上の取り組みの結果、3,203人の就職に貢献しました（その他、支援を受けた後、自己就職をしている者多数）。

認定特定非営利活動法人　全国就労支援事業者機構
〒151-0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷５－１０－９　更生保護会館３階
電話 03-3225-0545・FAX 03-3225-0381・e-メール jigyosya@siensha-kiko.net　http://www.siensha-kiko.net

会員・賛助会員募集

全国就労支援事業者機構は、経済界が全体として我が国の治安の改善のために協力する初めての組織です。その機構を支えていただく会員としての参加をお願いいたします。

「正会員」として法人運営活動に参加していただける方、および「賛助会員」として当活動をご支援いただける方を随時募集しております。

○正会員は、総会での議決権を持ち、ＮＰＯ運営活動に直接的にご参加いただけます。
○賛助会員の方には会報紙（年４回）をはじめ随時ご案内や情報提供をいたします。
○正会員及び賛助会員の皆様のご芳名を当機構ホームページにてご紹介しています。

年会費　正会員　１口１万円（１口以上）　賛助会員　３千円以上

入会のお申込みは当機構ホームページ http://www.siensha-kiko.net の会員募集欄又は電話 03-3225-0545 にてお願いします。

認定特定非営利活動法人　全国就労支援事業者機構

ごあいさつ

我が国では、近年、犯罪の件数は減少傾向にあるものの、その中に占める再犯の割合は年々増加しており、最近では50％を占めるようになりました。安全で安心な社会を作っていくためには、再犯の防止が重要な課題となっており、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援してゆくことが必要です。

そのなかでも、刑務所出所者等に就労の機会を与え生活の自立を図っていくことが最も重要な取組みであると考えております。2017年12月に政府が策定した「再犯推進防止計画」においても「就労の確保」が７つある重点課題の筆頭に掲げられておりますが、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催をひかえ、「世界一安全な国、日本」を確実なものにするためにも、再犯防止対策のかなめとなる就労支援を社会全体で推進していくことが求められています。

本機構は、経済界を中心とした幅広い企業、団体等の協力を得て、主として事業者の立場から刑務所出所者や少年院出院者の就労を支援し、犯罪や非行の少ない社会の実現のために貢献しようとするものであります。

安全な社会が企業の運営をはじめとして社会における諸活動の基盤であることから、再犯を防止し、安全で安心な社会づくりに貢献することは、企業の社会的責任（ＣＳＲ）でもあります。そして、将来を担う若者たちが安心して暮らせる我が国社会を残してゆくことは、我々の世代の責務であります。

本機構は、平成21年１月に設立されて以来、着々と成果を上げてきておりますが、今後も多くの企業のご理解とご協力を得て、また一般の方々のご協力も得て、本機構を更に大きく発展させていきたいと考えております。

皆様のご支援、ご協力を切にお願いいたします

認定特定非営利活動法人　全国就労支援事業者機構　　会　長　榊原　定征

安全な社会のために犯罪者の再犯を防止することが重要です。

検挙者に占める再犯者の割合は平成９年から一貫して上昇しており、平成29年には48.7％になっています（右図参照）。

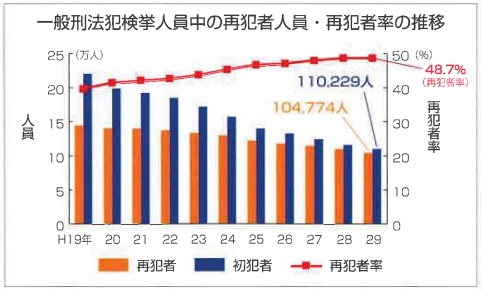

約３割の再犯者により、約６割の犯罪が行われています。
（S23～H18の総有罪数100万の調査結果）

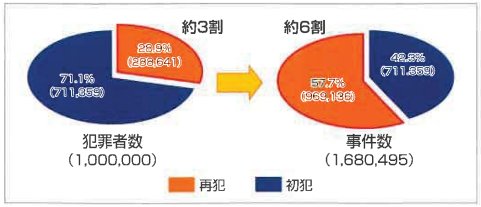

☆　平成28年に新たに刑務所に入所した受刑者は19,336人で、その中で11,476人（59.4％）が再入者です。また、平成24年に刑務所から釈放された者のうち満期釈放者の51.8％、仮釈放者の31.6％が５年後の平成29年までに再入所しています。

再犯防止のためには犯罪者の就労の支援が必要です。

☆　平成29年中に刑務所から釈放された者は22,025人、うち、仮釈放者は12,760人です。仮釈放者のうち、10,552人（82.7％）が無職です。

☆　保護観察を受けた者のうち、仕事のある者の再犯率は7.8％です。これに対し、無職者の再犯率は24.8％であり、その差は約３倍になっています（平成25から29年）

再犯防止には、何よりもまず就労支援が大切です。仕事をはじめ、生活基盤の確保の支援（就労支援、住居確保支援、継続的な見守り支援）が強く求められています。

認定ＮＰＯ法人全国就労支援事業者機構は、経済界全体と一般の方の協力により、犯罪や非行をした人の就労支援等を行い、安全安心な社会づくりに貢献する組織です。

■ 就労支援事業者機構の組織体制

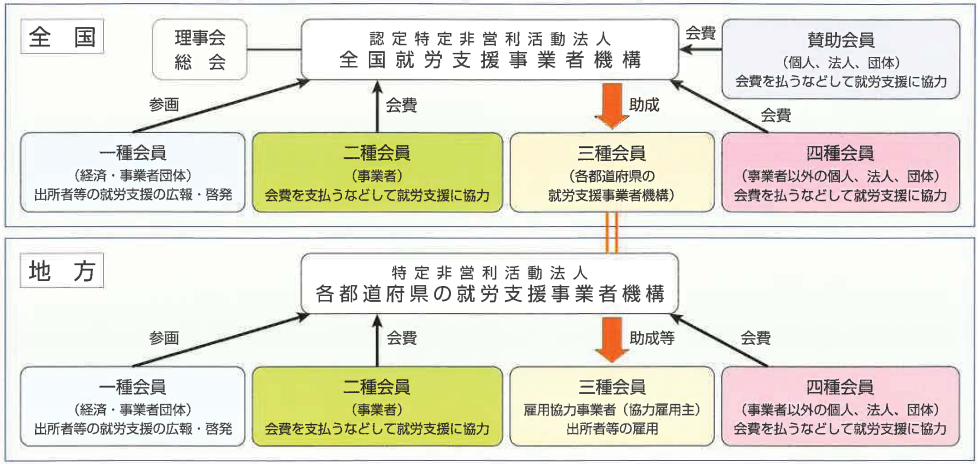

■ 役員体制

会長　榊原定征　　副会長　青沼隆之　　常務理事　清水祥之　　名誉会長　今井 敬、奥田 碩、御手洗冨士夫　　顧問　木藤　繁夫

理事

一種会員代表

日本経済団体連合会	事務総長	久保田政一
日本商工会議所	専務理事	石田　徹
全国商工会連合会	専務理事	乾　敏一
全国中小企業団体中央会	専務理事	髙橋　晴樹
経済同友会	専務理事	橋本圭一郎

二種会員代表

鹿島建設	代表取締役社長	押味　至一
キヤノン	代表取締役会長ＣＥＯ	御手洗冨士夫
ＪＸＴＧホールディングス	相談役	木村　康
新日鐵住金	名誉会長	三村　明夫
住友化学	代表取締役社長	岩田　圭一
住友商事	名誉顧問	宮原　賢次
第一生命保険	代表取締役会長	渡邉光一郎
東レ	特別顧問	榊原　定征
トヨタ自動車	代表取締役会長	内山田竹志
日本ガイシ	特別顧問	柴田　昌治
日立製作所	執行役社長兼ＣＥＯ	東原　敏昭
三菱重工業	相談役	佃　和夫
三菱ＵＦＪ銀行	名誉顧問	三木　繁光

三種会員代表

札幌就労支援事業者機構	会長	岩田　圭剛
宮城県就労支援事業者機構	会長	須佐　尚康
東京都就労支援事業者機構	会長	渡邊　佳英
愛知県就労支援事業者機構	理事長	切中　厚美
大阪府就労支援事業者機構	会長	大橋　太朗
広島県就労支援事業者機構	会長	山下　隆
香川県就労支援事業者機構	会長	渡邊　智樹
福岡県就労支援事業者機構	会長	礒山　誠二

官庁等

法務省	元検事総長	松尾　邦弘
経済産業省	元事務次官	杉山　秀二
厚生労働省	元厚生労働審議官	太田　俊明
東京都	元生活福祉部長、労働部長	渡邉　泰弘
日本弁護士連合会	元副会長	加毛　修

青少年団体

国立青少年教育振興機構	理事長	鈴木みゆき

学識経験者

学者	中央大学名誉教授	藤本　哲也
更生保護関係者	元法務省保護局長	青沼　隆之
常務理事	全国就労支援事業者機構	清水　祥之

監事

弁護士	元東京国税局長	鳥羽　衞
税理士	元高松国税局長	上村　成生

■ 主な事業内容

全国就労支援事業者機構は、各都道府県就労支援事業者機構と提携し、以下の事業の推進を通して、就労による立ち直りを目指しています。

① 犯罪や非行をした人の雇用に協力する事業者（協力雇用主）の増加を図る事業
② 求職者情報の把握、求人情報の開拓・把握を行い、ハローワークを通じて個別の就労を支援する事業
③ 犯罪や非行をした人を雇用する協力雇用主に対する助成事業
④ 犯罪や非行をした人を雇用する事業所に対する身元保証事業
⑤ 犯罪や非行をした人の職場体験講習、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施する事業
⑥ 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業

ご挨拶

「安心安全な社会」の実現に向けて

一般社団法人更生支援事業団が設立されて４年が経過しました。
刑務所や少年院からの出所者や出院者の社会復帰支援、様々な事情で就労や自立に難しさを感じている人への自立支援など、社会の中で様々な理由により支援を必要とする人たちへの支援活動を通じて、国民の誰もが生き生きと暮らせる、安心安全な社会の実現を目指すことを設立の趣旨として、更生支援事業団は活動を続けてまいりました。
まだまだ未熟なところが多く、大きな成果を上げるには至っていませんが、多くの御支援のおかげで、こつこつと活動を重ねて裾野を広げ、小さな足跡を少しずつ残せているものと考えております。
再犯防止推進法が成立、施行されるなど更生支援事業団の活動を取り巻く環境は大きく変わりつつあり、今後は、どういった活動ができるのか、またすべきなのかを模索しながら、そのベースとなる多くの個人、団体、企業の皆様方とのネットワーク作りに意を用いつつ、文化事業を中心とした各種の発信も積極的に行い、小さくとも着実な成果を積み上げていくことに注力していく所存でございます。
倍旧の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。また、更生支援事業団の設立に至った趣旨を御理解賜り、活動に御協力、御参加いただける個人、団体、企業等おられましたら、ぜひ協働させていただきたく、御支援、御連絡をお待ち申し上げております。

令和２年２月１日

一般社団法人
更生支援事業団
代表理事　西田 博

農福連携等の推進に向けた法務省の取組

「再犯防止に向けた総合対策」　平成２４年７月犯罪対策閣僚会議

“労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業・団体等（ソーシャル・ファーム）の普及に向けた支援、国の機関の公共調達における雇用機会創出の促進等、新たな就労先確保策について検討する。”

「再犯防止推進計画」　平成２９年１２月閣議決定

一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

“法務省は、障害者雇用における農福連携の取組等を参考に、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省の協力を得て、高齢者・障害者の介護・福祉やホームレス支援、ニート等の若者支援といった社会的・地域的課題の解消に取り組む企業・団体等に、犯罪をした者等の雇用を働き掛けるなど、ソーシャルビジネスとの連携を推進する。“

ソーシャル・ファームの開拓

障害があるものの福祉サービス等の支援等を受けることにより就労・自立が可能な刑務所出所者等の新たな就労先として、その就労・自立に理解を示すソーシャル・ファームを開拓　（124団体、うち53団体に雇用実績　H30.5）

一般就労と福祉の狭間にある犯罪・非行をした者の社会復帰を図る上での課題

福祉的就労・農業分野の就労に関する理解・ノウハウの不足（法務省）　⇔ 犯罪・非行をした者の受入れへの不安（農・福）

⇒　まずは、法務省と農業・福祉のギャップを解消していくことが必要

再犯防止（立ち直り）と農業・福祉の連携に向けた取組の概要

1　法務省と農業・福祉の皆様との関係づくり

○ 農業・福祉関係者を対象にした施設見学会・意見交換会・セミナーの実施
○ ノウフク関係団体等が主催する研修会・見学会等への参加
○ ソーシャル・ファームとの関係づくり　⇒雇用促進連絡協議会による情報連携

法務省職員による見学会

2　一般就労と福祉の狭間にある対象者等への取組の充実

○ 作業能力や職業適性等の的確な把握、それらに応じた刑務作業・職業訓練・就労支援の充実
○ 少年院の農地を活用した地域住民・農福関係団体と連携した教育活動の検討
○ 在院者の外泊、院外委嘱指導の枠組等を利用したインターンシップの導入

刑務所における刑務作業（茶の栽培）

刑務所における刑務作業（畜産）

少年院における職業指導（農業）

○ 沼田町就業支援センターの取組充実
　少年院仮退院者等の社会復帰支援。農林水産省が支援する「沼田町就農支援実習農場」に農場実習を委託。
○ 茨城就業支援センターの取組充実
　厚生労働省と連携し、刑務所出所者等に農業訓練を行いながら、自立に向けた支援を実施。

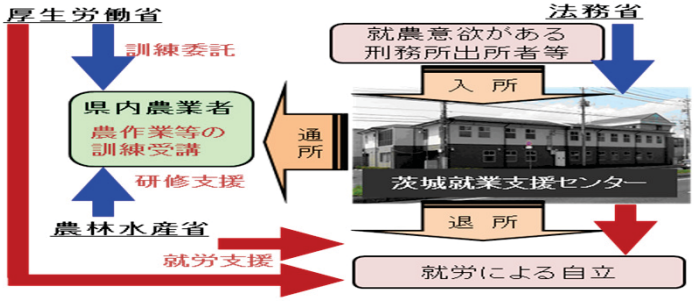

3　社会において犯罪・非行をした者を受入れた団体等に対する息の長い支援

○ 法務少年支援センターの地域援助や少年院による受入れ団体等からの相談対応
○ 更生保護就労支援事業所による、犯罪・非行をした者・受入団体への継続的な寄り添い型支援

4　共生社会の実現に向けたノウフクと連携した広報啓発活動

○ 社会を明るくする運動・矯正展とノウフクイベントの連携など

今年の全国矯正展にも御出店→

特別支援教育に関する実践研究充実事業

令和２年度予算額（案）　71百万円
(前年度予算額　　49百万円)

文部科学省

1　趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになっている。

新学習指導要領等においては、幼稚園、小・中・高等学校と同様に「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）など共通の方向性や、特別支援学校における教育課程編成や指導方法の改善・充実についての方向性が示されていることから、新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施に向けて、教育課程編成や指導方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行い、特別支援教育の質の向上を図る。

2　内容

新学習指導要領の実施にあわせ、我が国の実態や諸外国の状況の調査分析等を実施するとともに、児童生徒を対象とした先導的な授業の開発と実践を行う。

（１）新学習指導要領に向けた実践研究

新特別支援学校学習指導要領等の内容を円滑に実施するため、新特別支援学校学習指導要領等に沿った教育課程編成や指導及び評価方法の工夫改善についての先導的な実践研究を行う。令和２年度は、平成30年度に採択した課題について、最終年度となることから、実践研究の成果の調査分析や普及を実施する。

（２）政策課題対応型調査研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、諸外国の状況や我が国の実態について調査・分析を行い、その成果を政策立案や（３）政策課題対応型先導研究に活用する。

【課題例】

・聴覚障害児に対する外国語の指導法　・盲聾児に対する特別支援教育　等

（３）政策課題対応型先導研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、教育課程や評価方法を開発し、それらを実証・評価することで、先導的なモデルの構築を目指す。

【課題例】

・農福連携　・読書活動　・特別支援学校小学部（知的障害）のプログラミング教育、外国語活動　等

学習指導要領や教育課程等

研究仮説、実施方法等を検討

実際の授業で実証・評価

研究成果を全国へ展開